

特定調達品目検討会専門委員会における検討内容等について

本年度は、特定調達品目検討会（以下「検討会」という。）の下に「プレミアム基準の活用に係る専門委員会（以下「プレミアム基準専門委員会」という。）」及び「繊維製品に係る専門委員会（以下「繊維製品専門委員会」という。）」を設置し、専門的な調査・検討を実施する。各専門委員会における検討内容等の概要は、以下のとおりである。

．プレミアム基準の活用に係る専門委員会

1．検討目的

（1）プレミアム基準の検討経緯

プレミアム基準策定ガイドラインの作成

平成 23 年度及び 24 年度に検討会の下に「判断基準の将来展開検討委員会」を設置し、現行の特定調達品目に係る判断の基準に止まらず、環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織による市場の牽引・イノベーションの促進を図り、また、物品等の製造・提供事業者に対しても、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、先進的で、より高い環境性能に基づく基準（プレミアム基準）に関する検討を実施し、平成 25 年 3 月にプレミアム基準の要件や具体的な設定方法等を示した「プレミアム基準策定ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」をとりまとめた。

プレミアム基準の試行に係る検討

昨年度は、ガイドラインの活用が必ずしも十分に図られていない状況もあることから、調達側及び供給側の双方にとって、プレミアム基準の有効かつ容易な活用を促すため、具体的なプレミアム基準例を示すことにより、その活用促進を図ることとした。国等の機関においてプレミアム基準の活用の促進を図るための端緒として、平成 27 年度に環境省で試行することを想定し、文具類、画像機器等（コピー機等及びプリンタ等）及び印刷をプレミアム基準の試行対象品目に選定するとともに、当該品目に係るプレミアム基準の検討及び設定を行った。

イベントにおけるプレミアム基準の活用に係る検討

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会（以下「東京大会」という。）における活用を視野に、中規模乃至大規模なイベント開催に伴う環境負荷の最小化を図るため、また、より環境性能の高い基準によるグリーン購入を推進するため、イベントに係る環境配慮の国際的な動向や 2012 年オリンピック・パラリンピックロンドン大会における環境配慮への取組等を参考に、主催者が取り組むべき事項、委託先事業者等

に求めるべき事項等について整理するとともに、イベントの実施に関連する様々な物品等の調達に当たってのプレミアム基準の活用の考え方について整理・検討を実施した。

(2) 検討目的

平成 26 年度第 3 回検討会において合意されたとおり、平成 27 年度における重点検討事項として、昨年度に引き続き「プレミアム基準の活用に関する検討」を掲げているところである。平成 27 年度は、上記(1)に示したプレミアム基準に係るこれまでの検討経緯・検討状況等を踏まえ、

1. 試行品目の拡充
2. 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会における調達基準の検討支援
3. プレミアム基準策定ガイドラインの改定に係る検討

の 3 つの事項について重点的な検討を行うことを目的とする。

2 . プレミアム基準専門委員会

(1) プレミアム基準専門委員会委員

プレミアム基準専門委員会の委員については、昨年度の委員を中心に検討中である。

(2) 検討スケジュール

プレミアム基準専門委員会においては、概ね以下のスケジュール及び内容で検討を行うものとする。なお、特定調達品目全体の検討スケジュールは、資料 1参照。

第 1 回プレミアム基準専門委員会（平成 27 年 9 月）

- ☐ プレミアム基準の活用に係る専門委員会における検討方針等について
- ☐ 試行対象品目候補について
- ☐ オリンピック等のイベントにおけるプレミアム基準の活用に関する検討

第 2 回プレミアム基準専門委員会（平成 27 年 10 月）

- ☐ 試行対象品目の選定及びプレミアム基準の設定案
- ☐ 東京大会におけるプレミアム基準の活用方策案（調達基準の検討）
- ☐ プレミアム基準策定ガイドラインの改定方針案

第 3 回プレミアム基準専門委員会（平成 28 年 2 月）

- ☐ プレミアム基準の活用に係るとりまとめ（調達試行案の提示等）
- ☐ プレミアム基準策定ガイドライン改定案

３．検討内容

（１）試行品目の拡充

昨年度の検討において、試行対象品目となった「文具類」「画像機器等（コピー機等３品目及びプリンタ等２品目）」及び「印刷」については、平成 27 年度の調達から、プレミアム基準を活用した調達に努めることとしており、試行状況を踏まえ、国等の機関に対する普及・周知のための方策について、併せて検討するものとする。

また、平成 27 年度も新たな分野・品目について、積極的に検討を行い、昨年度に引き続き対象品目の拡充を図るものとする。平成 27 年度における検討対象品目候補としては、昨年度の第 3 回専門委員会において示した「エアコンディショナー」「自動車（乗用車）」及び「電子計算機」の 3 品目については、現段階において検討を実施することを想定している。

なお、試行対象品目は、専門委員会における議論、検討会における検討、業界団体や事業者、環境省内及び関係府省庁との調整等を踏まえ、第 2 回専門委員会までに選定するものとする。

（２）2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会における調達基準の検討支援

東京大会は「環境を優先する 2020 年東京大会」を環境理念として掲げ、「環境負荷の最小化」「自然と共生する都市環境計画」及び「スポーツを通じた持続可能な社会づくり」を基本的な考え方として提唱している。

環境省においては、昨年 8 月に、東京大会そのものの環境負荷の低減とともに、大会を契機とした東京都市圏を含む我が国の環境配慮の推進に向け、当面環境省が主体となって取り組むべき事項をとりまとめた¹。その中で、「現行のグリーン購入制度の一層展開を図るため、環境関連事業やイベントで現行基準よりも厳しい購入の自主的採用を促しつつ、東京大会でも世界最高水準のグリーン購入が実施されるよう技術的支援等を行う」こととしている。

昨年度は、東京大会における活用を視野に、2012 年オリンピック・パラリンピックロンドン大会における環境配慮への取組等を参考とし、より環境性能の高い基準によるグリーン購入を推進するため、イベントの実施に関連する様々な物品等の調達に当たってのプレミアム基準の活用の考え方について検討・整理を行ったところである。

本年度は、昨年度の検討結果等を踏まえ、イベントにおける環境配慮のあり方、具体的な対象や基準の設定に向けた検討を行うとともに、組織委員会が中心となって実施する東京大会における調達基準の検討に対し、情報提供等の支援を行うものとする。

¹ 「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした環境配慮の推進について」環境省（平成 26 年 8 月）

(3) ガイドラインの改定

現行のガイドラインにおいては、環境政策ごとに重視すべき観点として第四次環境基本計画(平成 24 年 4 月閣議決定)の事象面で分けた重点 6 分野²を念頭に、プレミアム基準の設定対象とする分野・品目の性質に応じた設定方針及び分野横断的な対応方針を設定しているところであり、今般の改定の検討に当たっても、基本的な考え方は大きく変更されるものではないものと考えられる。他方、本年 7 月 17 日に決定した 2020 年以降の「日本の約束草案」においては、温室効果ガス削減量として「2030 年度に 2013 年度比 26.0%削減(2005 年度比 25.4%削減)の水準」とされているところである。さらに、その先の「2050 年までに 80%削減」を見据え、すべての排出部門において、あらゆる主体が持続的に地球温暖化対策に取り組んでいくことが不可欠であり、特に低炭素社会の実現に寄与するプレミアム基準のあり方に関する検討が重要となるものと考えられる。

また、昨年度及び本年度の検討において試行対象品目の具体的なプレミアム基準の設定例を検討し、選択方式の活用に係る考え方等を示していることから、プレミアム基準の設定方法や設定例については、ガイドラインの改定に向けて、より具体的な内容の記載が可能となるものと考えられる。

さらに、東京大会における調達基準等の検討に当たって有益な情報の提供が可能となるよう、イベントにおけるプレミアム基準の活用に係る考え方及び具体的な基準の設定方法・設定例を新たに記載する方向で改定を検討するものとする。

4 . その他

(1) 配慮事項に係る検討との整合

配慮事項については検討会において、その位置づけが不明確との指摘がなされたことから、将来的な扱いを含めて、その位置づけの明確化を図るとともに、特定調達品目の記載内容等の整合に係る検討を進めることとし、平成 24 年度から可能な品目について対応を開始したところである³。

プレミアム基準と配慮事項の相互活用についても検討対象となることが想定されることから、これまでの配慮事項に係る検討との整合を図りつつ、検討を進めることとする。

² 「地球温暖化に関する取組」「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」「水環境保全に関する取組」「大気環境保全に関する取組」及び「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」

³ 平成 24 年度の第 1 回検討会において示したとおり、特定調達品目の判断の基準等の記載内容・様式等の統一化、配慮事項の見直しについては、当該品目の判断の基準等の見直し時点において実施することを原則とするものとしている

(2) 検討に当たっての留意点

上記(1)に示した配慮事項に係る検討との整合に係る検討の他、品目別のプレミアム基準のレベルについては、将来的な技術開発動向等の見込みを把握し、適切に設定する必要があることから、必要に応じ、学識経験者、関連する業界団体及び事業者等への照会やヒアリングを実施するものとする。

．繊維製品に係る専門委員会

1．検討目的

(1) 繊維製品に係る判断の基準の改定の経緯

現行の繊維製品に係る判断の基準は、再生 PET 樹脂配合率、植物由来合成繊維配合率、その他の再生材料の配合率をベースとし、回収・再利用システムについては、再生材料等の配合率の緩和基準値を適用する場合に、併せて満たすべき要件として設定している。

繊維製品を特定調達品目に追加した当初は、再生 PET (一部再生 PE、リサイクル繊維等) 樹脂配合率の基準のみであったが、平成 20 年度の提案募集により「植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維」をニードルパンチカーペット及び防球ネットの判断の基準に追加し、翌 21 年度の基本方針から適用した。

その後、平成 21 年度に検討会の下に設置した繊維製品分科会において、再生 PET 樹脂配合率の基準値を 10% から 25% に引き上げるとともに、配合率が 25% に満たない製品については、10% 以上かつ回収・再利用システムの保有を基準として見直しを行った。その検討段階において、植物由来の合成繊維については、再生 PET 樹脂配合率と同等な環境負荷低減効果を確保するため 40% 程度へ引き上げを検討したが、物性の問題等から配合率基準値は据え置きとした。

平成 25 年度には、従来、製品化されていた生分解性の PLA を想定した要件との選択基準として、植物由来の非生分解性合成繊維(バイオ PET 等)の基準を一部の品目(制服、作業服、ニードルパンチカーペット、カーテン、布製ブラインド)に追加した。

このように、繊維製品に係る判断の基準等については、適宜見直しを進めてきたところであるが、再生 PET 樹脂配合率の基準については、その見直しから 5 年が経過しており、また、植物由来の合成繊維については、PLA (ポリ乳酸)、PET 以外の開発も進み、様々な製品への適用が進んでいる状況にある。

(2) 検討の目的

平成 26 年度より特定調達品目及びその判断の基準等の改定等に当たっては、5 ヶ年の計画的な見直しスケジュールに基づき実施することとされている。

本年度の繊維製品に係る見直し対象品目は、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋及びその他繊維製品の 4 分野のうち 14 品目であり、これらの品目の半数は平成 13 年度の法施行当初から特定調達品目に指定されているところである。

上記(1)のとおり、繊維製品分科会における判断の基準等の全面的な見直しから 5 年が経過しており、これらの繊維製品については、個別品目ごとの見直し検討が必要であるとともに、素材としての繊維に着目した分野・品目を横断した検討も重要と考えられる。このため、繊維製品全般の見直しを重点課題として位置づけ、必要な判断の基準等を見直しを実施するものとする。

また、植物を原料とするプラスチック又は合成繊維については、新たな繊維原料が開発・上市されており、改めてライフサイクル全般にわたる環境負荷低減効果について検討・評価するとともに、本年４月に公表されたエコマークにおける検討結果を踏まえ、考え方の整理を行い、必要に応じ、繊維製品全般の見直しに反映するものとする。

なお、繊維製品以外の品目を含めた植物由来プラスチック又は植物由来合成繊維の判断の基準への適用及び改定の経緯については、表１に示すとおりである。

表１ 植物由来プラ及び植物由来合成繊維に係る判断の基準の適用及び改定の経緯

適用開始年度	品 目	改定の概要
14 年度	OA フィルター（枠あり）	品目追加時に植物由来プラを適用
15 年度	窓付き封筒（紙製） 食堂	品目追加時に植物由来プラを適用 生分解性の生ごみ処理袋の使用を追加
16 年度	OHP フィルム、ファイル（クリアフォルダー）	植物由来プラに係る判断の基準を追加
18 年度	メディアケース	植物由来プラに係る判断の基準を追加
19 年度	電子計算機	植物由来プラに係る配慮事項を追加
20 年度	メディアケース、OA フィルター（枠あり）、OHP フィルム、ファイル（クリアフォルダー）、窓付き封筒（紙製）、記録用メディア	植物由来プラに係る要件を追加 （環境負荷低減効果が確認されたものに限定）
	オフィス家具等 10 品目、ニードルパンチカーペット、防球ネット	植物由来プラに係る判断の基準を追加
21 年度	制服、作業服、ニードルパンチカーペット、防球ネット	植物由来合成繊維に係る判断の基準を追加 植物由来原料の繊維製品への適用を開始

繊維製品分科会における検討

22 年度	制服、作業服、ニードルパンチカーペット、防球ネット 旗、のぼり、幕	植物由来合成繊維の配合率を製品全体重量比から繊維部分重量比に変更 旗、のぼり、幕は品目追加時に植物由来合成繊維を適用
25 年度	制服、作業服、カーテン、布製ブラインド、ニードルパンチカーペット	植物由来の非生分解性合成繊維等に係る判断の基準の追加

２．繊維製品専門委員会

（１）繊維製品専門委員会委員

繊維製品専門委員会の委員については、現段階において特定調達品目検討会の委員を含む学識経験者３～４名、及び業界団体等の中から数名に参画を要請することを想定している。

さらに、対象となる品目に関する製品開発の状況及び意見等を把握するため、必要に応じ、関連する業界団体等にオブザーバー参画を要請し、検討内容に反映する。

《業界団体》

- ☐ 一般社団法人日本有機資源協会
- ☐ 日本バイオプラスチック協会
- ☐ 日本化学繊維協会
- ☐ PET ボトルリサイクル推進協議会
- ☐ 一般社団法人繊維評価技術協議会

《オブザーバー》

- ☐ 日本被服工業組合連合会
- ☐ 一般社団法人日本インテリアファブリックス協会
- ☐ 日本カーペット工業組合
- ☐ 日本毛布工業組合
- ☐ 全日本寝具寝装品協会
- ☐ 日本作業手袋工業組合連合会
- ☐ 日本テントシート工業組合連合会

(2) 検討スケジュール

繊維製品専門委員会は、10 月までに 2 回の開催を予定しており、概ね以下のスケジュール及び内容で検討を行うものとする。

-  第 1 回繊維製品専門委員会（平成 27 年 9 月）
 - ☐ 専門委員会における検討の進め方について
 - ☐ 繊維製品に係る判断の基準等の見直し素案について
-  第 2 回繊維製品専門委員会（平成 27 年 10 月）
 - ☐ 繊維製品に係る判断の基準等の見直し案について
 - ☐ 今後のスケジュールについて

3 . 検討の内容

(1) 再生 PET 及び植物由来プラスチックの市場の状況、利用状況等の調査

合成繊維の市況

我が国の繊維製品の出荷額は 1992 年がピークであり、現在は輸入の比率が高く、中国が 83.3%を占め、ベトナム 4.6%、イタリア 2.6%が主要な輸入相手国となっている。化合繊の最終製品は、衣料向け 22%、家庭向け 38%、産業資材 40%という状況である⁴。

我が国における化学繊維生産量は、図 1 に示したとおり減少傾向にあり、素材別の割合は、「ポリエステル」が最も多く、次いで「レーヨン、キュプラ、アセテート」等の再生繊維又は半合成繊維、「アクリル」が続いている。

⁴ 経済産業省繊維課「繊維産業の現状及び今後の展開について」（平成 25 年 1 月）

他方、世界主要国における合成繊維の生産は増加基調が続いており、2012 年は 5,014 万トンと 2003 年の 2,947 万トンと比べて 70%の増加となっている。2012 年における内訳は、ポリエステル、ナイロン、アクリルの 3 大合繊で全体の 98%を占め、最も多いポリエステルは全体の 86%となっている。

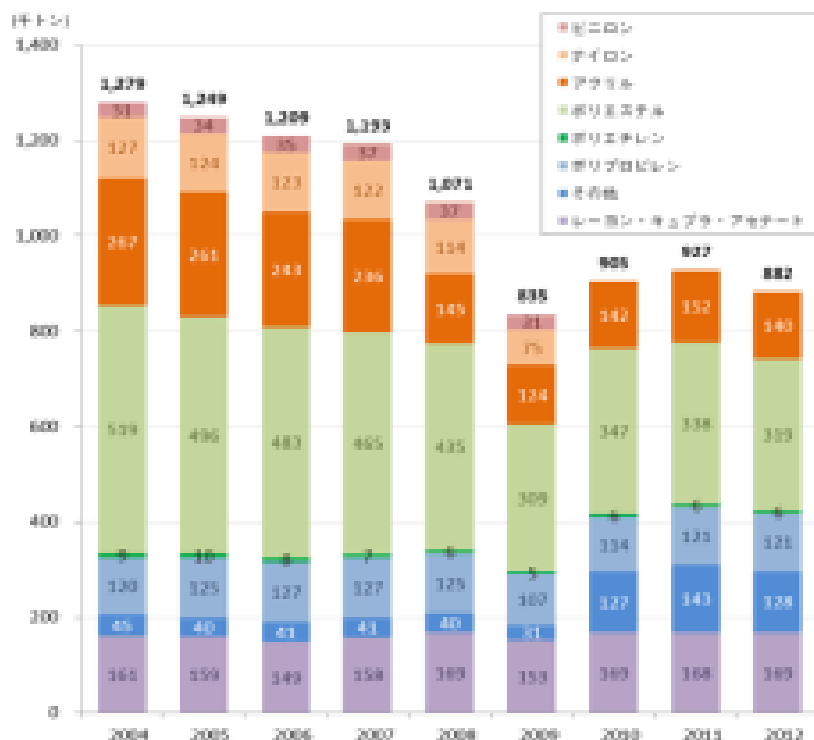


図1 日本の化学繊維の生産量推移⁵

再生 PET 樹脂の利用状況

平成 25(2013)年度における国内の回収 PET 樹脂の用途別使用量は、繊維 93.1 千トン、シート 88.7 千トン、PET ボトル 40.3 千トン、成形品等 8.5 千トンとなっており、繊維製品への利用割合が最も高くなっている。

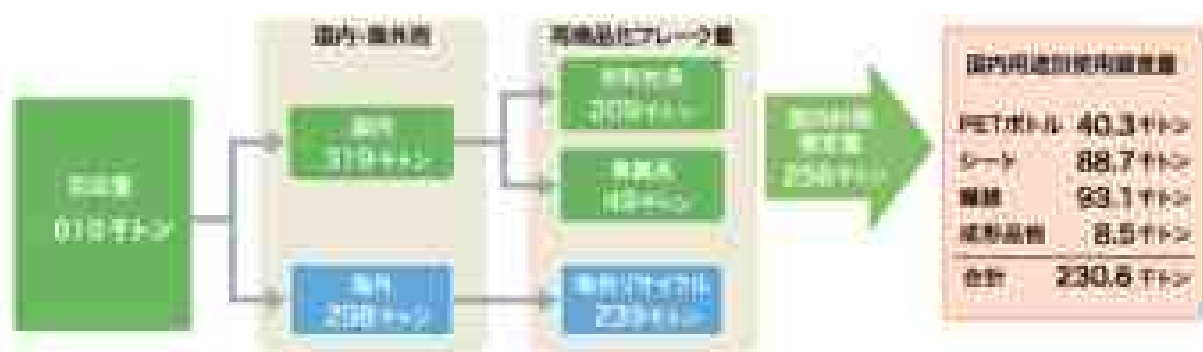


図2 平成 25 (2013) 年度 PET ボトルの回収 / 再商品化の流れ⁶

⁵ 出典：日本化学繊維協会ホームページ、経済産業省「繊維・生活用品統計年報」。「その他」は、ポリ塩化ビニル、ポリエチレン、ビニリデン等である。2010 年以降、調査票の変更により、ビニロン F およびアクリル F はその他に含まれる。



図3 PETボトルのマテリアルフロー（平成25（2013）年）⁷

こうした中、ボトル to ボトルの高度水平リサイクルが伸長しており、平成25（2013）年度の40.3千トンのうち、メカニカルリサイクル⁸が21.6千トンと前年度比で49%の大幅な増加となっている。PETボトルリサイクル推進協議会においては、平成27（2015）年5月に指定PETボトルの自主設計ガイドラインに、メカニカルボトル to ボトル対応の評価基準を追加するなど、更なる推進を図っているところである。

他方、回収された使用済みPETボトルは、中国など海外への輸出が膨らんでおり、特に中国へは日本国内の循環量と同等の量が輸出されていることから、ボトル to ボトルの推進により国内循環の活性化とともに、海外への流出の抑制が期待されている。

植物由来プラスチックの開発状況等

植物由来プラスチック（バイオプラスチック）は、1995年頃から生分解性の機能を目的としたゴミ袋、容器包装材、農業用資材等においてPLAや澱粉系ポリマーの開発が進み、2002年頃からは電気・電子機器や自動車の内装材向けのPE、PET、PA等が化石資源系プラスチックの代替として利用が進められている。

また、代表的な汎用プラスチックであるPEは、Braskem、Dow Chemicalによってバイオベースで量産が開始されている。

⁶ 出典：PETボトルリサイクル推進協議会「PETボトルリサイクル年次報告書」。国内利用推定量257.9千トンに対し、用途別使用調査量は230.6千トンでカバー率89.4%の調査。

⁷ 出典：PETボトルリサイクル推進協議会「PETボトルリサイクル年次報告書」

⁸ マテリアルリサイクルと同意。欧州においては、マテリアルリサイクルを「メカニカルリサイクル」と称する。

バイオプラスチックを原料と分解性によって分類したものが表 2 及び図 4 である。

さらに、世界的なバイオプラスチックの生産能力は、2013 年の約 160 万⁹トンから 2018 年には約 670 万⁹トンにまで増加⁹するとみられている。中でも、バイオベースの PE や PET のような非生分解性のバイオプラスチックがこの成長の大部分を占めるものと見込まれている。PLA は、生分解性のバイオベースのプラスチックの分野において成長すると予測されている。

表 2 バイオプラスチックの分類

バイオベース又は一部がバイオベースで 非生分解性	バイオベースで生分解性
バイオ PET バイオ PE バイオ PP バイオ PA (ポリアミド) バイオ PTT (ポリトリメチレンテレフタレート) バイオ TPC-ET (熱可塑性ポリエステルエラストマー)	PLA (ポリ乳酸) PHA (ポリヒドロキシアルカン酸) PBS (ポリブチレンサクシネート) スターチブレンド
化石資源ベース	化石資源ベースで生分解性
PE PP PET	PBAT (ポリブチレンアジベートテレフタレート) PCL (ポリカクロラクトン)

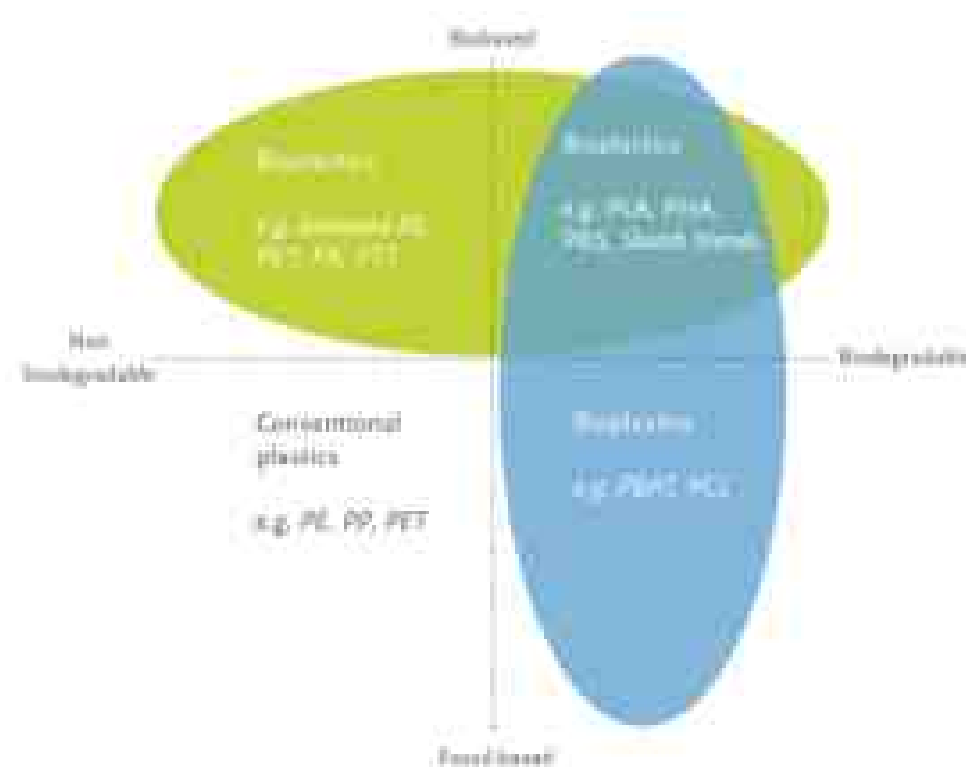


図 4 バイオプラスチックの種類¹⁰

⁹ 出典：European-bioplastics.org

¹⁰ 出典：European-bioplastics.org (図 5 及び図 6 において同じ。)

Global production capacities of bioplastics 2013 (by material type)

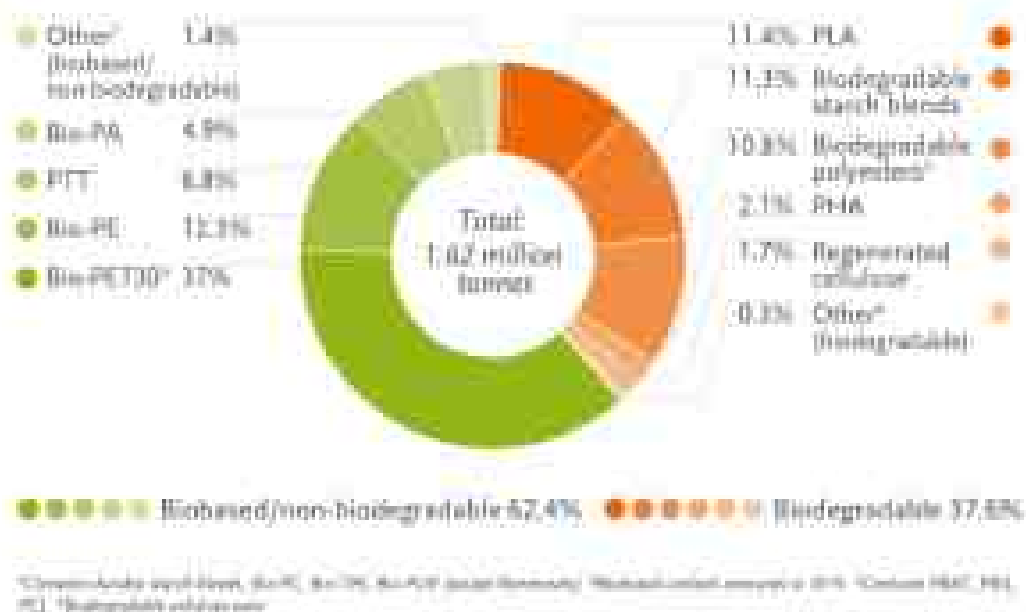


図5 バイオプラスチックの世界的生産能力（2013年）

Global production capacities of bioplastics 2018 (by market segment)

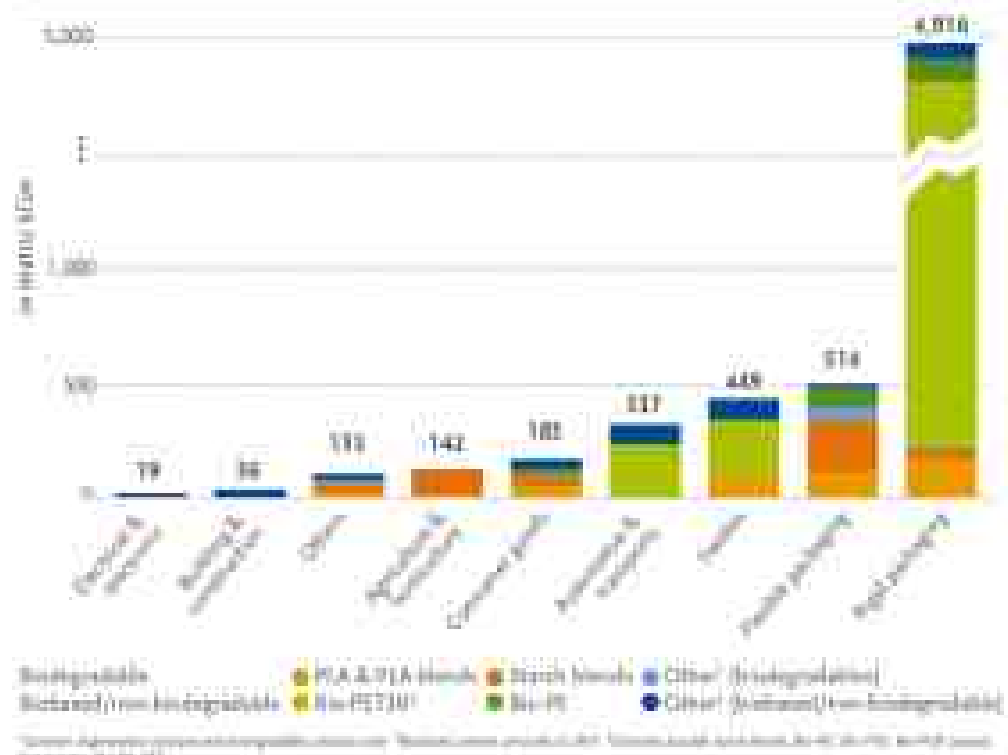


図6 バイオプラスチックの世界的生産能力（2018年）

主要国の繊維製品に係る政府調達、環境ラベル等の基準等

グリーン購入法に係る繊維製品の判断の基準等については、再生 PET 樹脂を中心と

した再生原料の使用を推進することに重きを置いたものになっているが、主要国の政府調達及びタイプ 環境ラベルにおける繊維製品の基準項目をみると、天然繊維に係る項目、製造時の排水基準、重金属等の化学物質に係る項目等広範多岐にわたっている。このため、必要に応じ、これらの基準項目を参考とし、検討を進めることとする。

(2) 繊維製品に係る判断の基準の見直しの考え方

本年度の見直しに当たっては、上記(1)において調査した再生 PET 樹脂の利用状況、植物由来の合成繊維の開発状況、主要国における繊維製品に係る環境配慮基準等の動向等を踏まえ、また、先般改定された繊維製品に係るエコマーク認定基準の内容との整合について考慮しつつ、検討を実施するものとする。

エコマークにおける繊維製品関連認定基準の改定内容

エコマークにおいて、繊維関連の「衣服」「家庭用繊維製品」及び「工業用繊維製品」の認定基準が平成 27 年 8 月 1 日に Version3 として発行されたところである。今般の改定の主旨は、循環の輪の出口部分への寄与を高めるための故繊維由来のリサイクル繊維の利用の拡大、国際的な繊維製品に関する規格等との整合を目的とし、グリーン購入法において適用している植物由来合成繊維の基準の追加等を行ったものである。

エコマーク認定基準の具体的な改定内容としては、故繊維由来のリサイクル繊維の評価の追加、植物由来合成繊維（PET、PE、PLA を対象）の追加、回収・リサイクルシステムに製品のリサイクル可能率（70%以上）を追加、天然繊維について、羊毛及びセルロース系化学繊維の追加等を行った点である。

【参考】エコマークにおける用語の定義

植物由来合成繊維	植物由来プラスチックを原料とする合成繊維。本類型においては、非生分解性の合成繊維を対象とする。
植物由来プラスチック	植物を原料とするプラスチック。ISO16620-1 3.1.4 に定義される biobased synthetic polymer（原文 polymer obtained through chemical and/or biological industrial process(es), wholly or partly from biomass resources）のうち、植物を原料とするものを指す。
バイオベース合成ポリマー含有率	製品（または認定の基準で指定する部分）に占める植物由来合成繊維に含まれる植物由来原料分の比率。ISO16620-1 3.1.5 に定義される biobased synthetic polymer content を指す（原文 biobased synthetic polymer content : amount of biobased synthetic polymer present in the product）。

表3 エコマークにおける繊維製品（衣服）基準の新旧対照表

旧基準	新基準
未利用繊維 10%、廃植物繊維 10% 反毛繊維 10%	未利用繊維 10%（廃植物繊維を含む） 反毛繊維 10%
ポリマーリサイクル繊維 50% ケミカルリサイクル繊維 50%	ポリマーリサイクル繊維 50% ケミカルリサイクル繊維 50% 繊維由来リサイクル繊維（故繊維）の場合は 25%
表生地に対する配合率（60%）	防寒衣料を除き廃止
	植物由来合成繊維の使用 （バイオベース合成ポリマー含有率 10%かつ繊維部分の植物由来合成繊維 25%以上）
使用後の回収・リサイクル	使用後の回収・リサイクル 製品のリサイクル可能率 70%以上 任意事項：リサイクル繊維、植物由来合成繊維が 10%以上
綿 100%製品	綿、羊毛、セルロース系化学繊維 70%の製品
無漂白・過酸化水素漂白・オゾン漂白綿、蛍光増白剤不使用 有機栽培 100%	綿は、a 精錬漂白工程の薬剤制限、省エネ b オーガニックコットンのいずれか 羊毛（クロム染料削減、寄生虫防除剤削減） セルロース系化学繊維（森林認証材 70%等） 上記以外の場合 の組み合わせ

【参考】 バイオマスプラスチック度の計算方法 ISO16620 シリーズ

規格番号	パート	適用	考え方
ISO16620-1 バイオベース度	パート 1 通則		
ISO16620-2 バイオベース度	パート 2 バイオベース炭素含有率の求め方	米国 農務省	製品中の全炭素質量のうち、バイオマス由来成分の炭素質量の割合。プラスチック製品中に含まれるデンプン粉末や植物繊維等の天然高分子由来の炭素質量も含まれる。米国バイオベース製品優先調達プログラムに適用されている。
ISO16620-3 バイオベース度	パート 3 バイオマスプラスチック度の求め方	日本 JBPA	製品中のバイオマスプラスチックの成分質量の全質量に対する割合。バイオマスプラスチックは、原料が石油ではなくバイオマス原料からモノマーを合成し、それを重合させた樹脂である。なお、プラスチック製品中に含まれるデンプン粉末や植物繊維などの天然高分子は、バイオマスプラスチックではないのでバイオマスプラスチック度にはカウントされない。

本年度の見直しの方向性

本年度検討すべき内容としては、現時点で下記の項目を予定している。なお、専門委員会及び検討会における意見・指摘事項等を踏まえ、繊維製品の見直しに係る検討に適切に反映するものとする。

- 再生 PET 樹脂配合率
 - 再生 PET 樹脂の生産動向、繊維原料としての利用実態等を踏まえ検討
- 未利用繊維、リサイクル繊維
 - 従前適用されていない品目（制服、作業服、カーテン等）への適用可能性等に係る検討
- 故繊維の利用推進
 - 繊維から繊維へのリサイクルの推進のための基準設定に係る検討
- 植物由来合成繊維
 - 生分解性、非生分解性の原料の取扱いの整理
 - 対象とする植物由来合成繊維及び要件の検討
 - LCA 的検討におけるカーボン・オフセットの取扱いに係る検討
- 化学物質
 - 諸外国における動向を踏まえ判断の基準等への追加に係る検討
- 品目間の基準、配慮事項及び備考の整合
 - 他の品目への繊維部分への展開に向けた検討
- 再使用又は再生利用のためのシステム
 - リユースを優先するための考え方の整理

（３）その他

検討に当たっては、必要に応じ、学識経験者、関連する業界団体及び事業者等への照会やヒアリングを実施するものとする。